

【変更内容及び提出時期について】

変更内容		根拠法令	提出時期
施設に関する変更	名称、種類及び所在地	(保育所)法施行規則第37条第5項 (家庭的保育事業等)法施行規則第36条の36第3項	変更後1か月以内
		(認定こども園)認定こども園法第29条第1項	あらかじめ
	建物の規模及び構造並びに図面	(保育所)法施行規則第37条第6項 (家庭的保育事業等)法施行規則第36条の36第4項	あらかじめ
		(認定こども園)認定こども園法施行規則第15条第2項	
	施設長	(保育所)法施行規則第37条第6項 (家庭的保育事業等)法施行規則第36条の36第4項	あらかじめ
		(認定こども園)認定こども園法第29条第1項	
	運営規程、園則	(保育所)法施行規則第37条第6項 (家庭的保育事業等)法施行規則第36条の36第4項	あらかじめ
		(認定こども園)認定こども園法施行規則第15条第2項	
	認可定員の増減	(保育所)法施行規則第37条第6項 (家庭的保育事業等)法施行規則第36条の36第4項	あらかじめ
		(認定こども園)認定こども園法第29条第1項	
法人等に関する変更	主たる事務所の所在地 <認定こども園のみ>	(認定こども園)認定こども園法第29条第1項	あらかじめ
	経営責任者(法人代表者等)	(保育所)法施行規則第37条第6項 (家庭的保育事業等)法施行規則第36条の36第4項	あらかじめ
		(認定こども園)認定こども園法第29条第1項	
定款、寄附行為及びその他の規約 <保育所、家庭的保育事業等のみ>	(保育所)法施行規則第37条第5項 (家庭的保育事業等)法施行規則第36条の36第3項	変更後1か月以内	

※変更する内容によって、事前協議が必要な場合があります。

※記載された内容以外の内容が変更になる場合、また、ご不明な点がある場合は担当課へお問い合わせください。